主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人四宮久吉の上告趣意(後記)は、結局原審の是認した第一審判決の事実の 認定を非難するに帰するから、論旨は明らかに刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月二一日

最高裁判所第一小法廷

郎	治	竹	田	澤	裁判長裁判官
毅			野	眞	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官